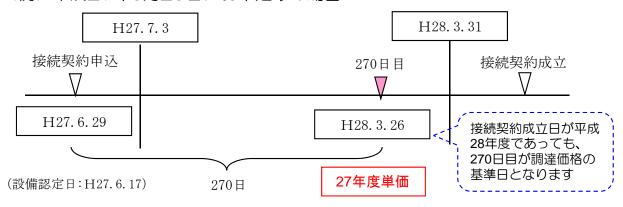
調達価格適用の具体例

○ 平成27年7月3日(金)までに接続契約申込みをいただいた場合

接続契約お申込み、及び設備認定日が平成27年7月3日(金) (*) 以前の場合は、平成27年度中に接続契約が成立しない場合でも、以下のように270日ルールが適用され、平成27年度調達価格が適用されます。

ただし、高圧・特別高圧は、平成27年7月3日までの接続契約申込みであっても、意思表明書の提出遅延など、発電事業者さまの責により、契約締結が遅れた場合、平成28年度の調達価格が適用されることがあります。

<例>平成27年6月29日にお申込みの場合



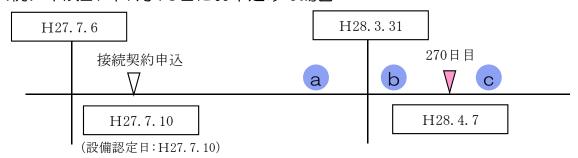
* 平成28年3月31日の270日前の日は、平成27年7月5日(日)ですが、7月4日(土)、7月5日(日)は、営業日でないため、7月3日(金)までとなります。

○ 平成27年7月6日(月)以降の接続契約申込みをいただいた場合

接続契約のお申込みが、平成27年7月6日(月)以降となる場合の調達価格は、接続契約の成立時期により以下のとおりとなります。

* 平成27年7月3日までの接続契約申込みであっても、設備認定日が平成27年7月6日以降となる場合は、270日の起算日が設備認定日の翌日となり、こちらと同じ扱いとなりますのでご留意ください。

<例>平成27年7月10日にお申込みの場合



(接続契約成立時期ごとの調達価格)

パターン	接続契約成立日	調達価格	補足
а	H28.3.16	平成27年度	接続契約成立日が270日に達していないため、接続契約成立日が調達価格の基準日
b	H28.4. 4	平成28年度	上記と同様(ただし、接続契約成立日がH28年度)
С	H28.4. 11	平成28年度	接続契約成立日が、発電事業者さまの責によらず、 270日目以降となった場合、270日目が調達価格の 基準日